

瀬戸市手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 24 年 3 月 30 日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市条例第 14 号

瀬戸市手数料徴収条例の一部を改正する条例

(瀬戸市手数料徴収条例の一部改正)

第 1 条 瀬戸市手数料徴収条例 (平成 12 年瀬戸市条例第 12 号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表 (第 2 条関係)		別表 (第 2 条関係)	
種類	金額	種類	金額
< 省略 >	< 省略 >	< 省略 >	< 省略 >
消防法第 11 条第 1 項前段の規定に基づく特定屋外タンク貯蔵所設置許可手数料 (浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち危険物の規制に関する規則 (昭和 34 年総理府令第 55 号) 第 20 条の 4 第 2 項第 3 号に定める基準に適合するものに係る特定屋外タンク貯蔵所 (次項において「浮き屋根式特定屋外	< 省略 >	消防法第 11 条第 1 項前段の規定に基づく特定屋外タンク貯蔵所設置許可手数料 (浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち危険物の規制に関する規則 (昭和 34 年総理府令第 55 号) 第 20 条の 4 第 2 項第 3 号の特定屋外タンク貯蔵所及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)	< 省略 >

<p><u>タンク貯蔵所」という。）、浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクのうち危険物の規制に関する規則第22条の2第1号八に定める基準に適合するものに係る特定屋外タンク貯蔵所（次項において「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」という。）及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所をく。）</u></p>			
<p>消防法第11条第1項前段の規定に基づく<u>浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所設置許可手数料</u></p>		<省略>	<省略>
<省略>		<省略>	<省略>
交 付	<省略>	<省略>	<省略>
	固定資産名寄帳の写しの交付手数料	<省略>	<省略>
	<u>公図の写しの交付手数料</u>	<u>1枚又は1筆につき300円</u>	
閲 覧	<u>土地閲覧台帳の閲覧手数料</u>	<省略>	<省略>
<p>消防法第11条第1項前段の規定に基づく<u>浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち危険物の規制に関する規則第20条の4第2項第3号の特定屋外タンク貯蔵所設置許可手数料</u></p>		<省略>	<省略>
<省略>		<省略>	<省略>
交 付	<省略>	<省略>	<省略>
	固定資産名寄帳の写しの交付手数料	<省略>	<省略>
閲 覧	<u>土地課税台帳の閲覧手数料</u>	<省略>	<省略>

住民基本台帳 (補助票を含む。)の閲覧手数料	<省略>	住民基本台帳 (補助票を含む。)の閲覧手数料	<省略>
		公図の閲覧手数料	1枚につき300円
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>

(瀬戸市手数料徴収条例の一部改正)

第2条 瀬戸市手数料徴収条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
種類	金額	種類	金額
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第34条第2項(同法第73条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく自動車の臨時運行の許可の申請に対する審査に係る臨時運行許可申請手数料	<省略>	道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第34条第2項(同法第73条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく自動車の臨時運行の許可の申請に対する審査に係る臨時運行許可申請手数料	<省略>
		<u>外国人登録法(昭和27年法律第125号)に基づく外国人の登録</u>	1件につき300円

		<u>原票記載事項証明手数料</u>	
		<u>外国人登録法に基づく外国人の登録原票の写しの交付手数料</u>	1件につき300円
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成24年7月9日から施行する。